

有害生物漁業被害防止総合対策事業のうち

大型クラゲ緊急対策事業

【有害生物漁業被害防止総合対策基金】

申請等の手引き（その1）

（2024年度更新）

特定非営利活動法人 水産業・漁村活性化推進機構

事業部 有害生物対策班

目 次

1. はじめに	1
2. 計画・実績報告・支払いについて	1
(1) 申請等様式の種類と通知文書	1
(2) 申請等の手続き	1
ア 実施計画の検討	2
イ 事業実施計画の申請及び助成金の交付申請の手続き	2
ウ 事業の実施	3
エ 助成金の支払い：概算払請求及び実績報告の手続き	4
3. 経理処理に関する留意点	4

<記載例>

別記様式第1号：計画承認申請書	5～7
添付資料見本 経費内訳（洋上駆除）	8
添付資料見本 駆除計画明細（洋上駆除）	9
添付資料見本 駆除効果促進ネット導入	10
添付資料見本 経費内訳（陸上処理）	11
別記様式第2号：計画変更承認申請書	12
別記様式第3号：交付申請書	13～15
別記様式第4号：概算払請求書	16
別記様式第5号：実績報告書	17～19

1. はじめに

本事業は、有害生物対策基金交付規則に基づき大量出現と判断された場合、基金事業の発動によって実施することができます。

本手引きでは、手続きの流れ及び申請様式別に記載例及び注意点等について説明します。手引き（その2）では具体的な手順を説明します。

相談等は、事業部 有害生物対策班 湯浅までご連絡ください。
 TEL：03-6866-7112 / FAX：03-6866-7114
 メールアドレス：yuso@fpo.jf-net.ne.jp

2. 計画・実績報告・支払いについて

事業の手続き等は、「水産関係民間団体事業補助金交付等要綱の運用について」（以下「運用通知」という。）に基づき行ってください。

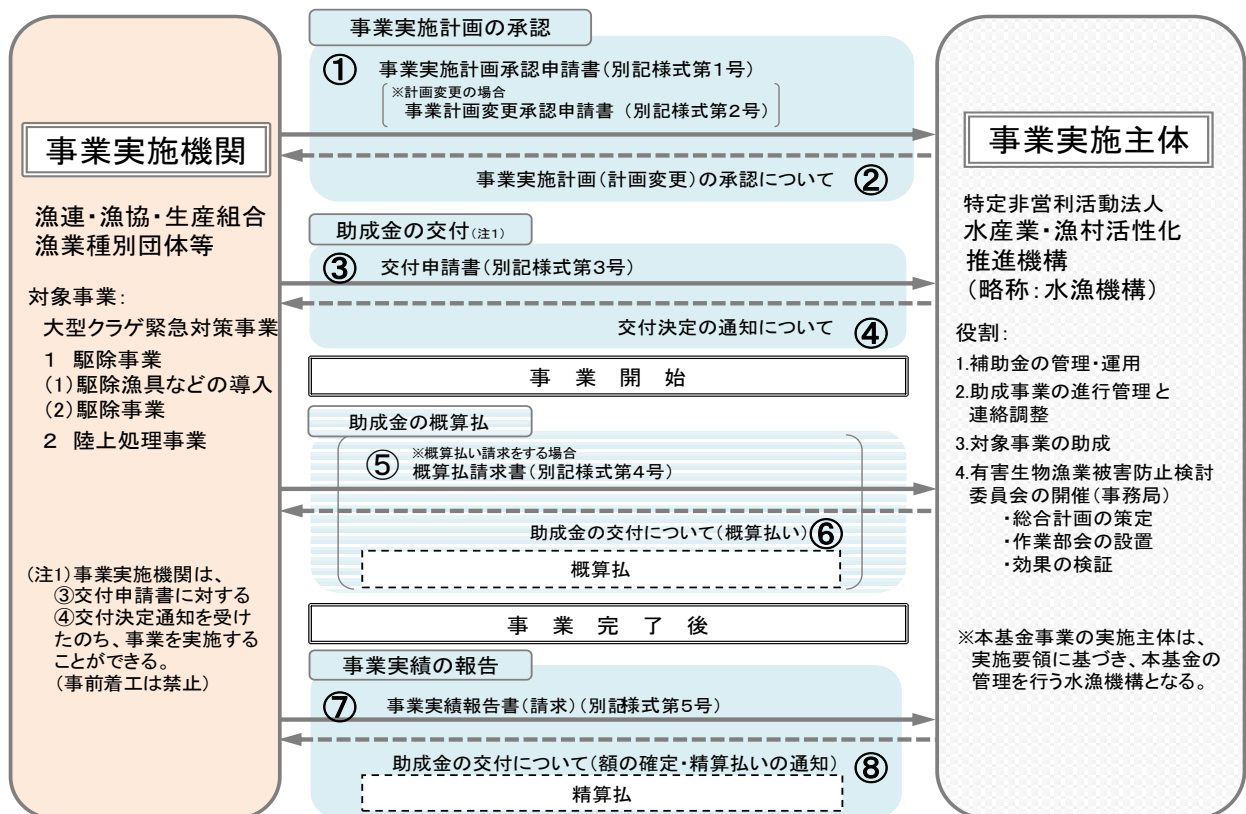
(1) 申請等様式の種類と通知文書

事業に係る申請書類は、運用通知第3の3-2-(3)に基づく各様式が定められています。

事業実施機関が提出する 申請様式番号と文書名	水漁機構が通知する文書
別記様式第1号：計画承認申請書	計画承認通知
別記様式第2号：計画変更承認申請書	計画変更承認通知
別記様式第3号：交付申請書	交付決定通知
別記様式第4号：概算払請求書	助成金交付通知（概算払い）
別記様式第5号：実績報告書	助成金交付通知（精算払い）

(2) 申請等の手続き

計画申請から、事業完了後の実績報告及び精算払いまでの流れです。



ア 実施計画の検討

事業実施機関（または取りまとめ機関）においては、大型クラゲ緊急対策事業計画及び関連規定に沿って、下記の対策事業の計画を策定するようお願いします。

【対象事業の内訳】

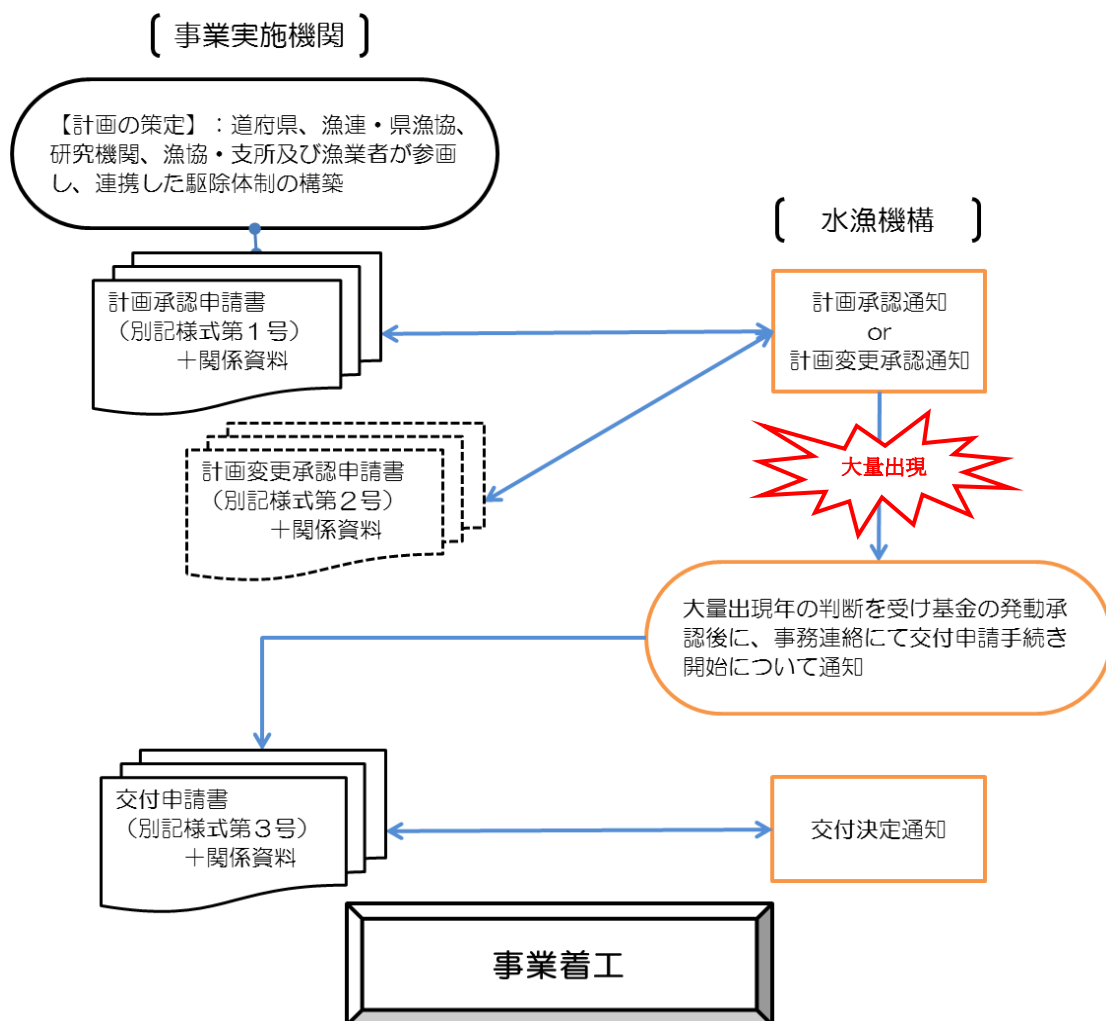
- 1 駆除事業
 - (1) 駆除漁具等の導入
 - (2) 駆除事業
- 2 陸上処理事業

需要調査結果や過去実績、出現状況等を勘案して、当機構において予算を事業実施機関別に配分します。計画作成にあたっては、関係者間（漁協または支所、漁業者、行政機関等）との調整・連携を図って、予算の範囲内で策定してください。

なお、計画の策定等に関するご質問、ご相談等がありましたら、適宜承りますのでご連絡ください。

イ 事業実施計画の申請及び助成金の交付申請の手続き

実施計画を策定しましたら、運用通知の別記様式を作成し、下図の流れで手続きをしてください。交付決定通知の交付日から事業が実施できます。なお、手続き前には当機構から基金発動及び申請受付開始等の連絡をします。



- ① **別記様式第1号：計画承認申請書**と添付資料（経費内訳、駆除又は陸上処理の詳細計画、駆除漁具等の導入内訳等）を提出してください。計画を変更する場合には、同様に**別記様式第2号：計画変更承認申請書**を提出してください。
* 審査を効率的に進めるため、正式提出前に申請書案と関係書類をメールにてご送信ください。
- ② 水漁機構にて計画内容、経費内訳等の審査を行い、適当であると認められた場合に、**計画承認通知**文書を発出します（計画変更の場合は同様に**計画変更承認通知**）。
- ③ **別記様式第3号：交付申請書**と添付書類（計画承認申請時と同じ書類、また、駆除網または駆除効果促進ネット導入の場合は、見積書（入札、又は三者相見積の資料も含む）と図面等）を提出してください。
- ④ 水漁機構にて申請内容、経費内訳等の審査を行い、適当であると認められた場合に、**交付決定通知**文書を発出します。
- ⑤ **交付決定日**をもって、事業を着工することが可能となります。交付決定日前に事業を実施すると事前着工となり、その費用は補助対象に認められないのでご注意ください。

ウ 事業の実施 ：実施細則に詳細を掲載していますので参照願います


- ① 関係者間（事業実施機関、事業実施者（漁業者）、行政機関・水産試験場等）で事業計画に基づく調整や摺り合わせを行うなど連携を図って着手してください。
- ② 事業実施機関は、用船先と用船契約を締結。用船された事業実施者は、駆除漁具の準備及び大型クラゲ刺胞毒防止対策を図って、駆除指針及び出動基準に基づき駆除を実施。実施する際は、事業実施機関へ事前に連絡してください。
- ③ 駆除を初めて開始する際は、**駆除開始報告書**（駆除予定に関する情報、出現状況、公的機関による見解の記載）を漁業情報サービスセンターと当機構へ提出してください。
- ④ 助成対象となる駆除作業は、出動基準に基づく駆除個体数の場合に助成できます。従って事業実施者は、駆除作業を実施する時に**写真撮影**（出航前の用船及び全乗船員、入網状況、駆除作業）を行い、帰港後、**駆除日誌**を作成し事業実施機関へ報告、提出してください。
- ⑤ 駆除網及び駆除効果促進ネットの発注は交付決定日以降に行い、受発注・納品・検収・請求・支払の一連の伝票類を整理しておいて下さい。これら漁具は事業実施機関の所有物となり、漁業者へ貸与することになりますので、**貸借契約**を締結してください。
- ⑥ 陸上処理事業計画を策定している事業実施機関は、まき網等漁業者、運搬及び処理に係る関係者間で調整を図って着手。
- ⑦ 各事業計画から事業開始及び実施中、終了後に揃えなければならない書類や証憑類があります。申請等の手引き（その2）の3項に「申請書及び実績報告書等の添付資料の提出書類とチェックシート」を掲載しておりますので、事業を進めるうえで参考にしてください。このチェックシートのファイルは、当機構HP（有害生物対策事業）からダウンロードできます。

エ 助成金の支払い：概算払請求及び実績報告の手続き

・概算払いがある場合

実施状況確認→別記様式第4号：概算払請求書と証拠書類の提出→助成金交付通知（概算払いの通知）→<概算払>


証拠書類として、概算払請求日までの経費の支払に関する請求書・支払伝票・領収書・契約書の写し・作業日誌・写真・調書等を提出してください。

 本基金事業では前払い規定はなく、概算払が規定されています。概算払請求の場合は、事業実施機関で立替払いによって支払先への支払し、振込書及び領収書の受領後に請求ができますので、ご了解願います。

・実績報告ならびに精算払い（事業完了後）

事業完了→別記様式第5号：実績報告書（請求書兼ねる）と証拠書類の提出→助成金交付通知（額の確定・精算払いの通知）→<助成金の精算>

証拠書類として、経費の支払に関する請求書・支払伝票・領収書・契約書の写し・作業日誌・写真・調書等を提出してください。

 審査を効率的に進めるため、正式提出前に案（日付なし）と関係書類をメールにPDFにてご送信ください。

水漁機構にて審査し、適当であると認められた場合に額を確定し、助成金交付通知を発送します。その際、振込日の連絡をしますが、振込までに経理上、最短で一週間程度を要しますのでご理解願います。

3. 経理処理に関する留意点

- ① 経費は、当該事業に直接かつ専用で必要なものに限り、事業目的に合致しないものはもちろんのこと、事業に直接使用したことが特定できない汎用性のある一般事務用品等（例えば、コピー機のトナー、用紙、鉛筆、机等の事務機器）は経費には計上できません。また、事業終了後も利用可能な汎用性のある機器（パソコン類やデジタルビデオ・カメラなど）も経費対象外です。
- ② 経費は、計画した経費について事業期間中（交付決定日以降に発生（発注）したもので、事業期間中に終了（支払完了・領収）したものまで）に発生したものが対象です。例えば消耗品以外の物品購入の場合は、発注、受注、納品、検収、請求、支払い関係であり、会計年度に基づく事業期間内に行うものです。
- ③ 補助金は特別会計扱いですので、他の経理との区分経理は必須です。また、他の補助事業との区分経理もしなくてはなりません。従いまして、本事業用に収入及び支出を明らかにした帳簿を整備し、当該収入及び支出についての証拠書類又は証拠物を整備・保管・管理し、本事業終了の年度の翌年度から起算して5年間保管することが義務付けられていますので、ご注意ください。
- ④ 経済性や効率性を考慮した調達を行ってください。物品購入や契約に際しては、見積競争を行うなど、経費の経済的な運用を心掛けてください。

別記様式第1号

■記入の際の注意事項
事業事業実施機関の発信番号
が無い場合には、「○番○号」
は削除すること。

令和○年度有害生物漁業被害防止総合対策事業のうち
大型クラゲ緊急対策事業実施計画承認申請書

番 号
令和○年 月 日

特定非営利活動法人
水産業・漁村活性化推進機構
理事長 氏名 殿

事業実施機関名
代表者 氏 名

令和○年度有害生物漁業被害防止総合対策事業のうち大型クラゲ緊急対策事業について、下記のとおり事業実施計画を作成したので、水産関係民間団体事業補助金交付等要綱の運用について（平成22年3月26日付け21水港第2597号水産庁長官通知）第3の3-2-(3)の(4)のアの規定に基づき、承認願いたい。

記

別紙のとおり

該当しない項目は削除してください。

第1 実施事業名

有害生物漁業被害防止総合対策事業のうち大型クラゲ緊急対策事業

第2 事業の目的

我が国周辺海域に大量に出現する大型クラゲによる漁業被害を防止・軽減するため、駆除事業および陸上処理事業を行う。

第3 事業の内容

1 駆除事業

大型クラゲの分布・移動等を踏まえ、広域的な観点から出現頻度の高い海域等の、より効果的・効率的に駆除することが可能な海域において、**駆除（または「駆除漁具等の導入」）**を行い、被害の防止・軽減を図る。

該当しない方を削除すること。

(1) 駆除漁具等の導入計画

駆除漁具等の種類	駆除漁具等の導入数	導入時期	備考
駆除網	計●張り	—	2艘の底曳網漁船を用いて大型クラゲを駆除するため導入する。 補助率：定額
沖合底曳網用駆除網	●張り (J F 駆除●)	令和●年●月	
小型底曳網用駆除網	●張り (J F 駆除●)	令和●年●月	
その他	●式	令和●年●月	駆除専用鈎など具体的に記載すること●
大型クラゲ駆除効果促進ネット	計●張り	—	大型クラゲの混獲及び大型クラゲによる漁具の破損を回避するため導入する。 補助率：1/2以内
沖合底曳網用混獲防除網	●張り (J F 底曳●)	令和●年●月	
シラス曳網用混獲防除網	●張り (J F 底曳●)	令和●年●月	
定置網用混獲防除網	●張り (J F 定置1)	令和●年●月	

※ 駆除漁具等とは、有害生物漁業被害防止総合対策事業において認定を受けた底曳網漁船等で使用する駆除網、駆除専用で作られた鈎及び鎌等の駆除漁具、定置網等における大型クラゲの混獲や大型クラゲによる漁具破損を回避するための大型クラゲ駆除効果促進ネットを指す。

(2) 駆除実施計画

該当しない方を削除すること。

実施時期	実施場所	内容	備考
令和●年●月～●月	●の沖合水域 (又は、●から▲までの沖合水域)	大型クラゲ被害防止検討委員会で策定された「大型クラゲ洋上駆除指針」に基づき、全底連及び●機船漁業組合所属の沖合底びき網漁船等を用船して、通常の漁獲活動と分離して、日本海沖合域の出現密度の高い海域等のより効果的・効率的に駆除することが可能な海域において、広域的な観点からの駆除を行う。	大型クラゲ (沖合域) 補助率：定額
令和●年●月～●月	●道府県の沿岸漁場 ●●市●●地先から ●●町●●地先の沖合	大型クラゲ被害防止検討委員会で策定された「大型クラゲ洋上駆除指針」及び「洋上駆除の出動基準」に基づき、基準を超えた場合に漁船を用船し、通常の漁獲活動と	大型クラゲ (沿岸域) 補助率：定額

		分離して、定置網漁場における洋上駆除（または「底びき網漁船用駆除網を曳網して行う洋上駆除」）を実施する。	
--	--	--	--

2 陸上処理事業

陸揚げされた大型クラゲを回収し水分を除くなど処理した後、処理施設へ運搬し処理または有効利用を行う。

各経費の内訳（例えば、賃金、役務費（役務費）、レンタル費等）を記入する。又は、添付資料に経費内訳書を添付することでも可。

陸上処理実施計画

項目	数量	内容	備考
運搬経費	●トン	陸揚げされた大型クラゲを回収し水分を除くなど処理した後、処理施設へ運搬する。	補助率：定額
処理及び有効利用経費	●トン	陸揚げされた大型クラゲを処理または有効利用（堆肥化、餌料化等を具体的に記載）を行う。	補助率：定額

※ 有効利用とは、陸揚げされた大型クラゲの処理を円滑に行うことを目的とし、廃棄（焼却・埋設）以外の方法で資源化することをいう。

（注）該当しない項目は適宜削除すること。

備考欄の＜補助対象経費＞とは、公募要領の「補助対象経費の範囲」に記載された経費です。公募要領等にて確認の上、該当する補助対象経費を記入し、支出予定のない補助対象経費は削除して下さい

第4 事業に必要な経費配分

（単位：円）

区分	補助事業に要する経費	負担区分		備考				
		基金助成金	自己負担金					
1 駆除事業費	(例) 1,200,000	700,000	500,000					
(1) 駆除漁具等の導入費	1,050,000	550,000	500,000	<対象経費> 設備費、備品費、役務費、その他 <補助事業に要する経費の内訳> <table border="1"> <tr> <td>駆除網</td> <td>50,000円</td> </tr> <tr> <td>大型クラゲ駆除効果促進ネットの導入費</td> <td>1,000,000円</td> </tr> </table>	駆除網	50,000円	大型クラゲ駆除効果促進ネットの導入費	1,000,000円
駆除網	50,000円							
大型クラゲ駆除効果促進ネットの導入費	1,000,000円							
(2) 駆除事業費	150,000	150,000	0	<対象経費> 設備費、備品費、消耗品費、役務費、用船料、燃油費、その他				
2 陸上処理事業費	100,000	100,000	0	<対象経費> 消耗品、役務費、その他 <補助事業に要する経費の内訳> <table border="1"> <tr> <td>運搬経費</td> <td>30,000円</td> </tr> <tr> <td>処理及び有効利用経費</td> <td>70,000円</td> </tr> </table>	運搬経費	30,000円	処理及び有効利用経費	70,000円
運搬経費	30,000円							
処理及び有効利用経費	70,000円							
計	1,300,000	800,000	500,000	詳細は添付資料「経費内訳書」を参照				

（注）1 備考欄には、計上している経費の費目名をすべて記載すること。

2 該当しない項目は適宜削除してかまわない。

添付資料

経費内訳の記載例

大型クラゲ緊急対策事業実施計画書 大型クラゲ洋上駆除 経費内訳

事業実施機関: ○○漁業協同組合

区分	経費科目	内訳	単価等	数量等	金額(円、税抜)	備考
駆除事業費	用船費	用船費1 定置網 15t未満	円/隻	回	¥0	別紙「駆除計画表」参照
		用船費1 定置網 15t以上	円/隻	回	¥0	
		(科目小計)		回	¥0	
	燃油費	A重油代	円/L	L	¥0	単価は●月●日現在
		潤滑油代	円/L	L	¥0	単価は●月●日現在
		(科目小計)		回	¥0	
	消耗品費	使い捨てカメラ代	円	個	¥0	
		文具代(記録用)	円	式	¥0	
		(科目小計)			¥0	
	その他	収入印紙代	円	枚	¥0	
		写真印刷代	円	式	¥0	
		(科目小計)			¥0	
	小計					¥0

注意1: 金額は消費税を除く。

注意2: 事業費の経費は、公券要領の5補助対象経費の範囲に基づくものとする。

注意3: 用船費の単価は、実施細則に基づくものとする。用船費の根拠: 用船費は、労賃相当費と船使用料とを合算した費

注意4: 用船費1隻1回(=1出動)当たりの作業時間は、定置網漁船4時間以上(出港から帰港まで)の実働時間の費用とする。

労賃相当額については、4時間に満たない場合または5時間以上の場合、時間単価により算出する。なお、船使用料については1回当たり単価とする。

注意5: 燃油費は、出動前に満タンにしておき、出動した後に満タン返す方式に限る。

出動前の満タンにした伝票(確認のため)、帰港後に満タンにした伝票(燃油消費量の証拠)添えて提出しなければならない。

注意6: 潤滑油は「燃油消費量×0.002×単価(計画時時点)」とする。

15t未満の駆除船1回当たりの用船費(4時間作業、駆除作業人数毎の単価、船使用量単価) ※7人以上は7人合計額を上限額とする

人数	1(=単価)	2	3	4	5	6	7	7人以上	時間単価(円)
労賃相当費等	12,600	25,200	37,800	50,400	63,000	75,600	88,200	同左	3,150
船使用料	21,000	21,000	21,000	21,000	21,000	21,000	21,000		-
用船費合計	33,600	46,200	58,800	71,400	84,000	96,600	109,200		-

15t以上の駆除船1回当たりの用船費(4時間作業、駆除作業人数毎の単価、船使用量単価) ※20人以上は20人合計額を上限額とする(円)

人数	1(=単価)	2	3	4	5	6	7	8****	20人	20人以上	時間単価
労賃相当費等	12,600	25,200	37,800	50,400	63,000	75,600	88,200	*****	252,000	同左	3,150
船使用料	27,000	27,000	27,000	27,000	27,000	27,000	27,000	27,000	27,000		-
用船費合計	39,600	52,200	64,800	77,400	90,000	102,600	115,200	*****	279,000		-

小型底曳き網

15t未満の駆除船1回当たりの用船費(8時間作業、駆除作業人数毎の単価、船使用量単価) ※5人以上は5人合計額を上限額とする

人数	1	2	3	4	5人以上
労賃相当費等	25,200	50,400	75,600	100,800	¥126,000
船使用料	42,000	42,000	42,000	42,000	¥42,000
用船費合計	67,200	92,400	117,600	142,800	¥168,000 同左

小型底曳き網

15~30t以下の駆除船1回当たりの用船費(8時間作業、駆除作業人数毎の単価、船使用量単価) ※6人以上は6人合計額を上限額とする

人数	1	2	3	4	5	6	6人以上
労賃相当費等	25,200	50,400	75,600	100,800	126,000	151,200	
船使用料	54,000	54,000	54,000	54,000	54,000	54,000	
用船費合計	79,200	104,400	129,600	154,800	180,000	205,200	同左

不要な費目は削除すること

大型クラゲ洋上駆除計画(定置網) 明細

別紙

事業実施機関: ●●組合

(単位:円)

事業実施者 (用船契約予定者)	定置漁場名	許可定置	用船名	トン数	乗船者数	駆除回数	用船料 単価(円)	用船料 総額(円)	備考	
1	〇〇漁業部	〇〇—▲号定置	小型定置	〇〇丸	10	7	5	109,200	546,000	
2	〇△協同水産	〇〇島東定置	大型定置	〇△丸	19	20	5	279,000	1,395,000	
3								0		
4								0		
5								0		
6								0		
7								0		
8								0		
9								0		
10								0		
:								0		
合計						10		1,941,000		

大型定置か小型定置を記入のこと

大型クラゲ洋上駆除計画(小型底曳網) 明細

別紙

事業実施機関: ●●組合

(単位:円)

事業実施者 (用船契約予定者)	駆除海域	漁法	用船名	トン数	乗船者数	駆除回数	用船料 単価(円)	用船料 総額(円)	備考	
1	〇〇漁業	〇〇—▲号定置	2艘曳き	〇〇丸	10	5	5	168,000	840,000	
2	〇△協同漁業	〇〇島東定置	2艘曳き	〇△丸	15	6	5	205,200	1,026,000	
3								0		
4								0		
:								0		
合計						10		1,866,000		

**令和●年度大型クラゲ緊急対策事業
大型クラゲ駆除効果促進ネット導入経費内訳**

事業実施機関名: 〇〇漁業協同組合

事業実施者 (貸借者)	漁業種類	地区又は 支所名	漁具名	認定番号	導入数 (張り)	1張り当たり の単価 円(税抜)	総事業費 金額 円(税抜)	負担区分 円(税抜)	
								助成額1/2以内	自己負担額
●●定置 (代表者●●)	大型定置網	●●支所	箱網改良網(バイパス網)	JF定置1	1	1,111,111	1,111,111	555,555	555,556
第18●丸 (水漁太郎)	小型底びき網	●▲地区	仕切網の混獲防除網	JF底曳2	1	600,000	600,000	300,000	300,000
設備備品費	合 計				2	—	1,711,111	855,555	855,556

**令和●年度大型クラゲ緊急対策事業
大型クラゲ駆除漁具導入経費内訳**

事業実施機関名: 〇〇漁業協同組合

船名 事業実施者 (貸借者)	漁業種類	地区又は 支所名	漁具名	認定番号	導入数 (張り)	1張り当たり の単価 円(税抜)	総事業費 金額 円(税抜)	負担区分 円(税抜)	
								助成額	自己負担額
第1水漁丸 (水漁次郎)	小型底びき網	●●支所	大型クラゲ駆除網 小型底びき9.9トン船用	JF駆除2	1	1,600,000	1,600,000	1,550,000	50,000
第2●丸 (水漁一郎)	小型底びき網	▲▲支所	大型クラゲ駆除網 小型底びき9.9トン船用	JF駆除2	1	1,600,000	1,600,000	1,600,000	0
設備備品費	合 計				2	—	3,200,000	3,150,000	50,000

**令和●年度大型クラグ緊急対策事業
大型クラグ陸上処理事業経費内訳**

事業実施機関:

項目	経費科目 (公募要領)	内容	単価 (円, 税抜)	数量等	金額 (円, 税抜)	備考
運搬経費	役務費	レンタル処理機器運搬費	1,000,000 円/式	1 式	1,000,000	役務契約(設置・運搬(付帯経費含む一式))
	役務費	一般廃棄物処理業者運搬費	1,000 円/トン	500 トン	500,000	廃棄物運搬契約
	消耗品費	收容タンク代	40,000 円/個	20 個	800,000	一時收容用タンク(容量1トン)
	その他	フォークリフトレンタル料	30,000 円/月	3 月	90,000	レンタル契約
	その他	収入印紙代	200 円/枚	3 枚	600	契約書類
	小 計					2,390,600
処理経費	役務費	一般廃棄物処理場処理費用	10,000 円/トン	500 トン	5,000,000	一般廃棄物処理契約
	賃金	オペレーター料	900 円/時間	180 時間	162,000	専従者雇用契約
	消耗品費	廃材チップ代	200 円/トン	40 トン	8,000	処理機器の混練り用チップ
	その他	処理機器リース料	10,000 円/日	90 日	900,000	リース契約
	その他	収入印紙代	200 円/枚	3 枚	600	契約書類
	小 計					6,070,600
合 計					8,461,200	

別記様式第2号

令和○年度有害生物漁業被害防止総合対策事業のうち
大型クラゲ緊急対策事業計画変更承認申請書

事業事業実施機関の発信番号が無い場合には、
令和○年度有害生物漁業被害防止総合対策事業のうち
大型クラゲ緊急対策事業計画変更承認申請書

番 号
令和 年 月 日

特定非営利活動法人
水産業・漁村活性化推進機構
理事長 氏名 殿

すでに別記様式第2号により、計画変更している場合は、
計画変更承認申請書の承認書の通知番号も記載すること。

事業事業実施機関名
代表者 氏 名

令和 年 月 日付け水漁機構有総第 号で基金助成金の交付決定通知及び
令和 年 月 日付け水漁機構有総第 号計画変更承認通知があった令和
○年度有害生物漁業被害防止総合対策事業のうち大型クラゲ緊急対策事業について、
下記により事業内容及び経費の配分を変更したいので、水産関係民間団体事業補助金交付
等要綱の運用について（平成22年3月26日付け21水港第2597号水産庁長官通知）第
3の3-2-(3)の(4)のAの規定に基づき、承認願いたい。

記

別紙のとおり

(注)
記の記載内容は、別記様式第1号に準ずるものとする。この場合において、同様
式中「事業の目的」を「変更の理由」と書き換えて同箇所に変更の理由を記載する
とともに、基金助成金の交付決定により通知された事業の内容及び経費の配分と変
更後の事業の内容及び経費の配分とを容易に比較対照できるように変更部分を二
段書きにし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。
ただし、当該変更の対象外となる事項については省略する。
また、添付書類については、交付申請書に添付したものに変更があった場合に
いてのみ添付すること。

別記様式第3号

令和○年度有害生物漁業被害防止総合対策基金助成金交付申請書

番 号
令和 年 月 日

特定非営利活動法人
水産業・漁村活性化推進機構
理事長 氏名 殿

事業実施機関名
代表者 氏 名

令和○年度において、下記のとおり、有害生物漁業被害防止総合対策事業のうち大型クラゲ緊急対策事業を実施したいので、水産関係民間団体事業補助金交付等要綱の運用について(平成22年3月26日付け21水港第2597号水産庁長官通知)第3の3-2-(3)の(5)のアの規定に基づき、基金助成金 金 円の交付を申請する。

記

別紙のとおり

別記様式第3号 別紙

第1 実施事業名

有害生物漁業被害防止総合対策事業のうち大型クラゲ緊急対策事業

第2 事業の目的

我が国周辺海域に大量に出現する大型クラゲによる漁業被害を防止・軽減するため、駆除事業および陸上処理事業を行う。

第3 事業の内容

1 駆除事業

大型クラゲの分布・移動等を踏まえ、広域的な観点から出現頻度の高い海域等の、より効果的・効率的に駆除することが可能な海域において、**駆除（または「駆除漁具等の導入」）**を行い、被害の防止・軽減を図る。

該当しない方を削除すること。

(1) 駆除漁具等の導入計画

駆除漁具等の種類	駆除漁具等の導入数	導入時期	備考
駆除網	計●張り	—	2艘の底曳網漁船を用いて大型クラゲを駆除するため導入する。 補助率：定額
沖合底曳網用駆除網	●張り (J F 駆除●)	令和●年●月	
小型底曳網用駆除網	●張り (J F 駆除●)	令和●年●月	
その他	●式	令和●年●月	駆除専用鈎など具体的に記載すること●
大型クラゲ駆除効果促進ネット	計●張り	—	大型クラゲの混獲及び大型クラゲによる漁具の破損を回避するため導入する。 補助率：1/2以内
沖合底曳網用混獲防除網	●張り (J F 底曳●)	令和●年●月	
シラス曳網用混獲防除網	●張り (J F 底曳●)	令和●年●月	
定置網用混獲防除網	●張り (J F 定置1)	令和●年●月	

※ 駆除漁具等とは、有害生物漁業被害防止総合対策事業において認定を受けた底曳網漁船等で使用する駆除網、駆除専用で作られた鈎及び鎌等の駆除漁具、定置網等における大型クラゲの混獲や大型クラゲによる漁具破損を回避するための大型クラゲ駆除効果促進ネットを指す。

該当しない方を削除すること。

(2) 駆除実施計画

実施時期	実施場所	内容	備考
令和●年●月～●月	●の沖合水域 (又は、●から▲までの沖合水域)	大型クラゲ被害防止検討委員会で策定された「大型クラゲ洋上駆除指針」に基づき、全底連及び●機船漁業組合所属の沖合底びき網漁船等を用船して、通常の漁獲活動と分離して、日本海沖合域の出現密度の高い海域等のより効果的・効率的に駆除することが可能な海域において、広域的な観点からの駆除を行う。	大型クラゲ (沖合域) 補助率：定額
令和●年●月～●月	●道府県の沿岸漁場 ●●市●●地先から ●●町●●地先の沖合	大型クラゲ被害防止検討委員会で策定された「大型クラゲ洋上駆除指針」及び「洋上駆除の出動基準」に基づき、基準を超えた場合に漁船を用船し、通常の漁獲活動と	大型クラゲ (沿岸域) 補助率：定額

		分離して、定置網漁場における洋上駆除（または「底びき網漁船用駆除網を曳網して行う洋上駆除」）を実施する。	
--	--	--	--

2 陸上処理事業

陸揚げされた大型クラゲを回収し水分を除くなど処理した後、処理施設へ運搬し処理または有効利用を行う。

各経費の内訳（例えば、賃金、役務費（運送費）、レンタル費等）を記入する。又は、添付資料に経費内訳書を添付することでも可。

陸上処理実施計画

項目	数量	内容	備考
運搬経費	●トン	陸揚げされた大型クラゲを回収し水分を除くなど処理した後、処理施設へ運搬する。	補助率：定額
処理及び有効利用経費	●トン	陸揚げされた大型クラゲを処理または有効利用（堆肥化、餌料化等を具体的に記載）を行う。	補助率：定額

※ 有効利用とは、陸揚げされた大型クラゲの処理を円滑に行うことを目的とし、廃棄（焼却・埋設）以外の方法で資源化することをいう。

（注）該当しない項目は適宜削除すること。

備考欄の＜対象経費＞とは、公募要領の「補助対象経費の範囲」に記載された経費です。公募要領等にて確認の上、該当する補助対象経費を記入し、支出予定のない補助対象経費は削除して下さい。ご不明な場合やその他の経費を記入する場合には、事務局にお問い合わせ下さい。

（単位：円）

第4 事業に必要な経費配分

区分	補助事業に要する経費	負担区分		備考				
		基金助成金	自己負担金					
1 駆除事業費	(例) 1,200,000	700,000	500,000					
(1) 駆除漁具等の導入費	1,050,000	550,000	500,000	＜対象経費＞ 設備費、備品費、役務費、その他 ＜補助事業に要する経費の内訳＞ <table border="1"> <tr> <td>駆除網</td> <td>50,000円</td> </tr> <tr> <td>大型クラゲ駆除効果促進ネットの導入費</td> <td>1,000,000円</td> </tr> </table>	駆除網	50,000円	大型クラゲ駆除効果促進ネットの導入費	1,000,000円
駆除網	50,000円							
大型クラゲ駆除効果促進ネットの導入費	1,000,000円							
(2) 駆除事業費	150,000	150,000	0	＜対象経費＞ 設備費、備品費、消耗品費、役務費、用船料、燃油費、その他				
2 陸上処理事業費	100,000	100,000	0	＜対象経費＞ 設備費、備品費、役務費、その他 ＜補助事業に要する経費の内訳＞ <table border="1"> <tr> <td>運搬経費</td> <td>30,000円</td> </tr> <tr> <td>処理及び有効利用経費</td> <td>70,000円</td> </tr> </table>	運搬経費	30,000円	処理及び有効利用経費	70,000円
運搬経費	30,000円							
処理及び有効利用経費	70,000円							
計	1,300,000	800,000	500,000	詳細は添付資料「経費内訳書」を参照				

（注）1 備考欄には、計上している経費の費目名をすべて記載すること。

2 該当しない項目は適宜削除してかまわない。

第5 事業完了予定年月日 令和●年●月●日

完了予定年月日までには、経費の支払等が完了していること（精算払）

第6 添付書類

その他参考となる資料

令和○年度有害生物漁業被害防止総合対策基金助成金概算払請求書

番 号
令和 年 月 日

特定非営利活動法人
水産業・漁村活性化推進機構
理事長 氏名 殿

別記様式第2号により、計画変更している場合は、
計画変更承認申請書の承認書の通知番号も記載すること。

事業実施機関名
代表者 氏 名

令和 年 月 日付け水漁機構有総第 号で基金助成金の交付決定通知及び令和 年 月 日付け水漁機構有総第 号計画変更承認通知があった令和○年度有害生物漁業被害防止総合対策事業のうち大型クラゲ緊急対策事業について、水産関係民間団体事業補助金交付等要綱の運用について（平成22年3月26日付け21水港第2597号水産庁長官通知）第3の3-2-(3)の(6)のイの規定に基づき、金 円を概算払いによって交付されたく請求する。

1円単位のご請求で構いません。

記

区 分	補助事業に要する経費	基金助成金	既受領額		今回請求額		残額	
			金額	出来高	金額	出来高	金額	出来高
[記入例] 申請時には、削除してください。	(例) 100円	A 100円	B 10円	B/A*100 10%	C 20円	(B+C)/A *100 30%	A-(B+C) 70円	累積値 100%
1 駆除事業費	円	円	円	%	円	%	円	100%
2 陸上処理事業費	円	円	円	%	円	%	円	100%
合 計	円	円	円	%	円	%	円	100%

(注) 別記様式第3号の第4の経費配分に準じて区分すること。

残額の出来高は累積値なので、常に「100%」としてください。

証拠書類を添付してください。

原則、事業事業実施機関から事業事業実施者等への支払い後に、概算払いをするので、証拠書類の提出が必要となります。支払いが出来ない場合は、ご相談ください。

別記様式第5号

令和○年度有害生物漁業被害防止総合対策事業のうち
大型クラゲ緊急対策事業実績報告書

番 号
令和 年 月 日

特定非営利活動法人
水産業・漁村活性化推進機構
理事長 氏名 殿

別記様式第2号により、計画変更している場合、
計画変更承認申請書の承認書の通知番号も記載すること

事業事業実施機関名
代表者 氏 名

令和 年 月 日付け水漁機構有総第 号で補助金の交付決定通知及び令
和 年 月 日付け水漁機構有総第 号で計画変更承認通知があった令和○
年度有害生物漁業被害防止総合対策事業のうち大型クラゲ緊急対策事業について、下
記のとおり事業を実施したので、水産関係民間団体事業実施要領の運用通知について
(平成22年3月26日付け21水港第2597号水産庁長官通知)第3の3-2-(3)
の(7)の規定に基づき、報告する。

なお、併せて基金助成金の精算額 金 円の交付を請求する。

なお、併せて基金助成金の精算額 金 A 円と概算払既受領額 金 B 円の差額 金 C 円の
交付を請求する。

別紙のとおり

■別記様式第4号に 記り、概算払いを受けた場合
精算金額、概算払既受領額、差額を明記するため、
「なお、併せて」以降は、上記の文章に書き換えること。

A = 補助事業に要する助成金、
B = 今まで概算払で交付された合計額、
C = 今回請求する助成金の精算額 (A-B)

(注) 記の記載内容は、別記様式第3号に準ずるものとする。また、添付書類につ
いては、交付申請書又は事業計画変更承認申請書に添付したものに変更があっ
た場合についてのみ添付すること。

別記様式第5号 別紙

第1 実施事業名

有害生物漁業被害防止総合対策事業のうち大型クラゲ緊急対策事業

第2 事業の目的

我が国周辺海域に大量に出現する大型クラゲによる漁業被害を防止・軽減するため、駆除事業および陸上処理事業を行う。

第3 事業の内容

1 駆除事業

大型クラゲの分布・移動等を踏まえ、広域的な観点から出現頻度の高い海域等の、より効果的・効率的に駆除することが可能な海域において、**駆除（または「駆除漁具等の導入」）**を行い、被害の防止・軽減を図った。

実施時期については、実際に事業を行った期間をご記載ください。

(1) 駆除漁具等の導入実績

駆除漁具等の種類	駆除漁具等の導入数	導入時期	備考
駆除網	計●張り	—	2艘の底曳網漁船を用いて大型クラゲを駆除するため導入した。 補助率：定額
沖合底曳網用駆除網	●張り (J F 駆除●)	令和●年●月	
小型底曳網用駆除網	●張り (J F 駆除●)	令和●年●月	
その他	●式	令和●年●月	駆除専用鈎など具体的に記載すること●
大型クラゲ駆除効果促進ネット	計●張り	—	大型クラゲの混獲及び大型クラゲによる漁具の破損を回避するため導入した。 補助率：1/2以内
沖合底曳網用混獲防除網	●張り (J F 底曳●)	令和●年●月	
シラス曳網用混獲防除網	●張り (J F 底曳●)	令和●年●月	
定置網用混獲防除網	●張り (J F 定置1)	令和●年●月	

※ 駆除漁具等とは、有害生物漁業被害防止総合対策事業において認定を受けた底曳網漁船等で使用する駆除網、駆除専用で作られた鈎及び鎌等の駆除漁具、定置網等における大型クラゲの混獲や大型クラゲによる漁具破損を回避するための大型クラゲ駆除効果促進ネットを指す。

該当しない方を削除すること。

(2) 駆除実施実績

実施時期	実施場所	内容	備考
令和●年●月～●月	●の沖合水域 (又は、●から▲までの沖合水域)	大型クラゲ被害防止検討委員会で策定された「大型クラゲ洋上駆除指針」に基づき、全底連及び●機船漁業組合所属の沖合底びき網漁船等を用船して、通常の漁獲活動と分離して、日本海沖合域の出現密度の高い海域等のより効果的・効率的に駆除することが可能な海域において、広域的な観点からの駆除を行った。	大型クラゲ (沖合域) 補助率：定額
令和●年●月～●月	●道府県の沿岸漁場 ●●市●●地先から ●●町●●地先の沖合	大型クラゲ被害防止検討委員会で策定された「大型クラゲ洋上駆除指針」及び「洋上駆除の出動基準」に基づき、基準を超えた場合に漁船を用船し、通常の漁獲活動と	大型クラゲ (沿岸域) 補助率：定額

実施時期・場所において実際に事業を行った期間を記載してください。

		分離して、定置網漁場における洋上駆除（または「底びき網漁船用駆除網を曳網して行う洋上駆除」）を実施した。	
--	--	--	--

2 陸上処理事業

陸揚げされた大型クラゲを回収し水分を除くなど処理した後、処理施設へ運搬し処理または有効利用を行った。

陸上処理実施実績

項目	数量	内容	備考
運搬経費	●トン	陸揚げされた大型クラゲを回収し水分を除くなど処理した後、処理施設へ運搬した。	補助率：定額
処理及び有効利用経費	●トン	陸揚げされた大型クラゲを処理または有効利用（堆肥化、餌料化等を具体的に記載）を行った。	補助率：定額

※ 有効利用とは、陸揚げされた大型クラゲの処理を円滑に行うことを目的とし、廃棄（焼却・埋設）以外の方法で資源化することをいう。

備考欄の「補助対象経費」とは、公募要領の「補助対象経費の範囲」に記載された経費です。実績報告書には、支出の経費を公募要領等にて確認の上、該当する補助対象経費を記入し、支出のない補助対象経費は削除して下さい。ご不明な場合やその他の経費を記入する場合には、事務局にお問い合わせ下さい。

第4 事業に必要な経費配分

(単位：円)

区分	補助事業に要した経費	負担区分		備考				
		基金助成金	自己負担金					
1 駆除事業費	(0,000,000) 0,000,000	(0,000,000) 0,000,000	(0) 0					
(1) 駆除漁具等の導入費	(0,000,000) 0,000,000	(0,000,000) 0,000,000	(0) 0	<対象経費> 設備費、備品費、役務費、その他 <補助事業に要した経費の内訳> <table border="1"> <tr> <td>駆除網</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>大型クラゲ駆除効果促進ネットの導入費</td> <td>0円</td> </tr> </table>	駆除網	0円	大型クラゲ駆除効果促進ネットの導入費	0円
駆除網	0円							
大型クラゲ駆除効果促進ネットの導入費	0円							
(2) 駆除事業費	(0,000,000) 0,000,000	(0,000,000) 0,000,000	(0) 0	<対象経費> 設備費、備品費、消耗品費、役務費、用船料、燃油費、その他 <予算額> 0円 <対象経費> 設備費、備品費、消耗品、役務費、その他				
2 陸上処理事業費	(0,000,000) 0,000,000	(0,000,000) 0,000,000	(0) 0	<補助事業に要した経費の内訳> <table border="1"> <tr> <td>運搬経費</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>処理及び有効利用経費</td> <td>0円</td> </tr> </table>	運搬経費	0円	処理及び有効利用経費	0円
運搬経費	0円							
処理及び有効利用経費	0円							
計	(0,000,000) 0,000,000	(0,000,000) 0,000,000	(0) 0	詳細は添付資料「経費内訳書」を参照				

(注) 二段書きの上段括弧は、交付決定通知の金額である。

(注) 1 備考欄には、計上している経費の費目名をすべて記載すること。

2 該当しない項目は適宜削除すること。

第5 事業完了年月日
令和●年●月●日

領収書等の経費支払完了日以降、3号交付申請での完了予定年月日までの日付とする。また、完了日は報告書の提出日より後にならないこと。

- ・経費支払完了日 ≤ 事業完了年月日 ≤ 様式第3号の事業完了予定年月日
- ・事業完了年月日 ≤ 実績報告書の提出日

第6 添付書類
その他参考となる資料